

官庁営繕事業に係る再評価手法（案）

1．再評価の実施の必要性の判断

（１）再評価の実施の必要性の判断は、別紙１のフローにより行うものとする。

（２）「官庁営繕事業に係る再評価実施要領細目の策定について」（平成１３年８月１７日付け国営計第９８号）により通知のあった「官庁営繕事業に係る再評価実施要領細目」（以下「細目」という。）第２～３.の予備的な検討は、別紙２のフローにより行うものとする。

2．対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領等の策定について」（平成１３年７月６日付け国官総第２０３号、国官技第１０５号）により通知のあった『国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領』第５～４.の対応方針又は対応方針（案）決定の考え方は別紙３のフローによるものとし、再評価の視点は以下の項目とする。

（１）事業の必要性等に関する視点

事業をめぐる社会経済情勢等の変化

- ・事業実施の前提条件の変化
- ・地元情勢等

事業の進捗状況

- ・予算の執行状況
- ・施設の一部供用状況
- ・事業に未着手又は工事中断等、事業進捗に支障が生じている場合の原因

事業の投資効果

- ・「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法の策定について」（平成１３年８月１７日付け国営計１０１号）により通知のあった「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」（以下「新規事業評価手法」という。）による再評価時点における評

価

- (2) 事業の進捗の見込みの視点
 - ・ 今後の事業の進捗の見込み

- (3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点
 - 新たなコスト縮減方策の可能性
 - 代替案立案等の可能性

3 . 事業評価監視委員会に提出する資料の様式

細目第3 1 . (4) に定められた事業評価監視委員会に提出する資料は、以下のとおり取りまとめるものとする。

- (1) 提出する資料は、様式 1 に取りまとめるものとする。なお、再評価に係る資料のうち再評価の根拠は、再評価時点における新規事業評価手法による評価結果とし、原則として新規事業評価手法の様式 2 を使用する。

- (2) 略図等を作成し、添付することとする。

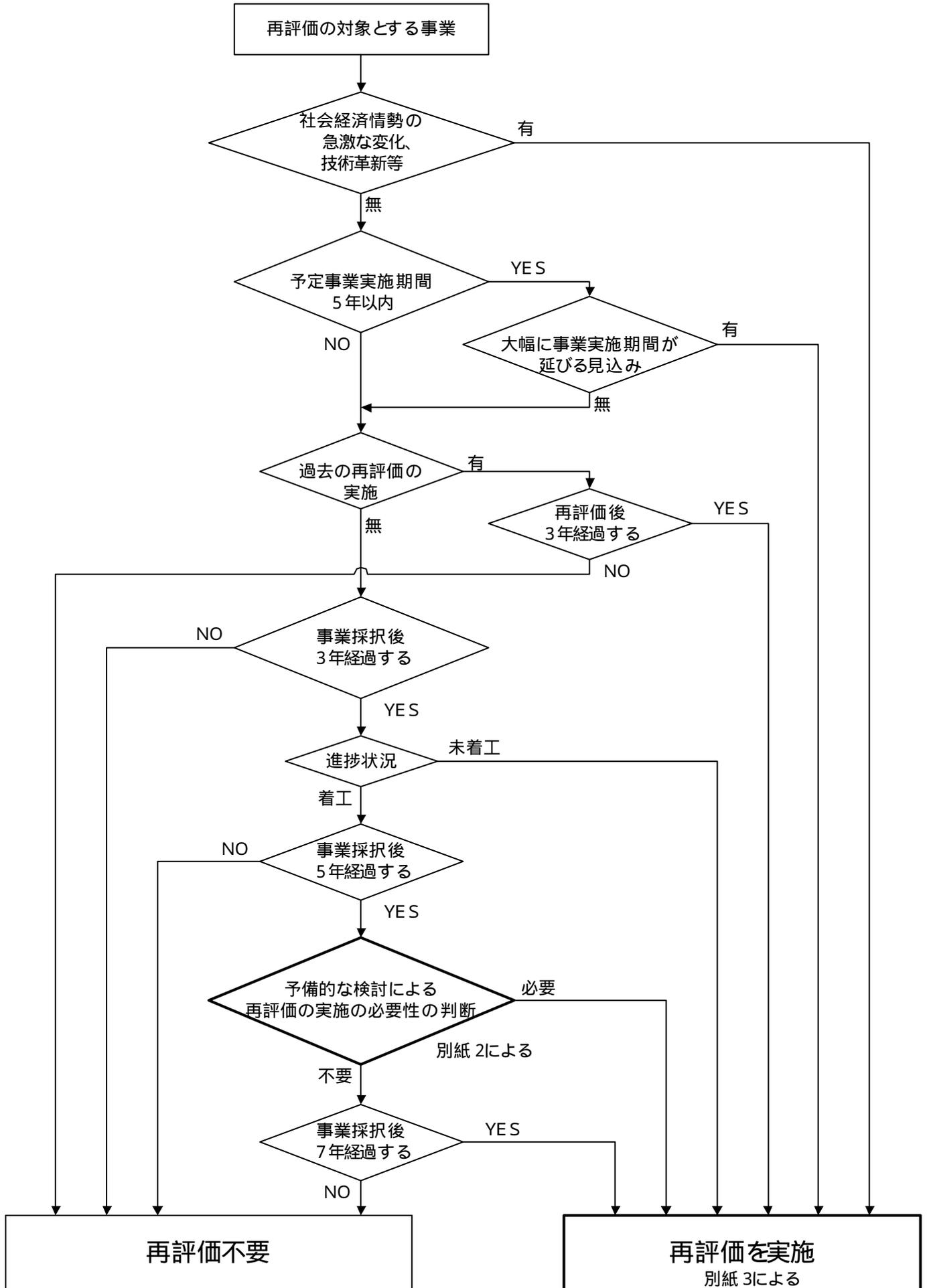
4 . 公表する資料の様式

細目第3 2 . (1) に定められた公表内容は、以下のとおり取りまとめるものとする。

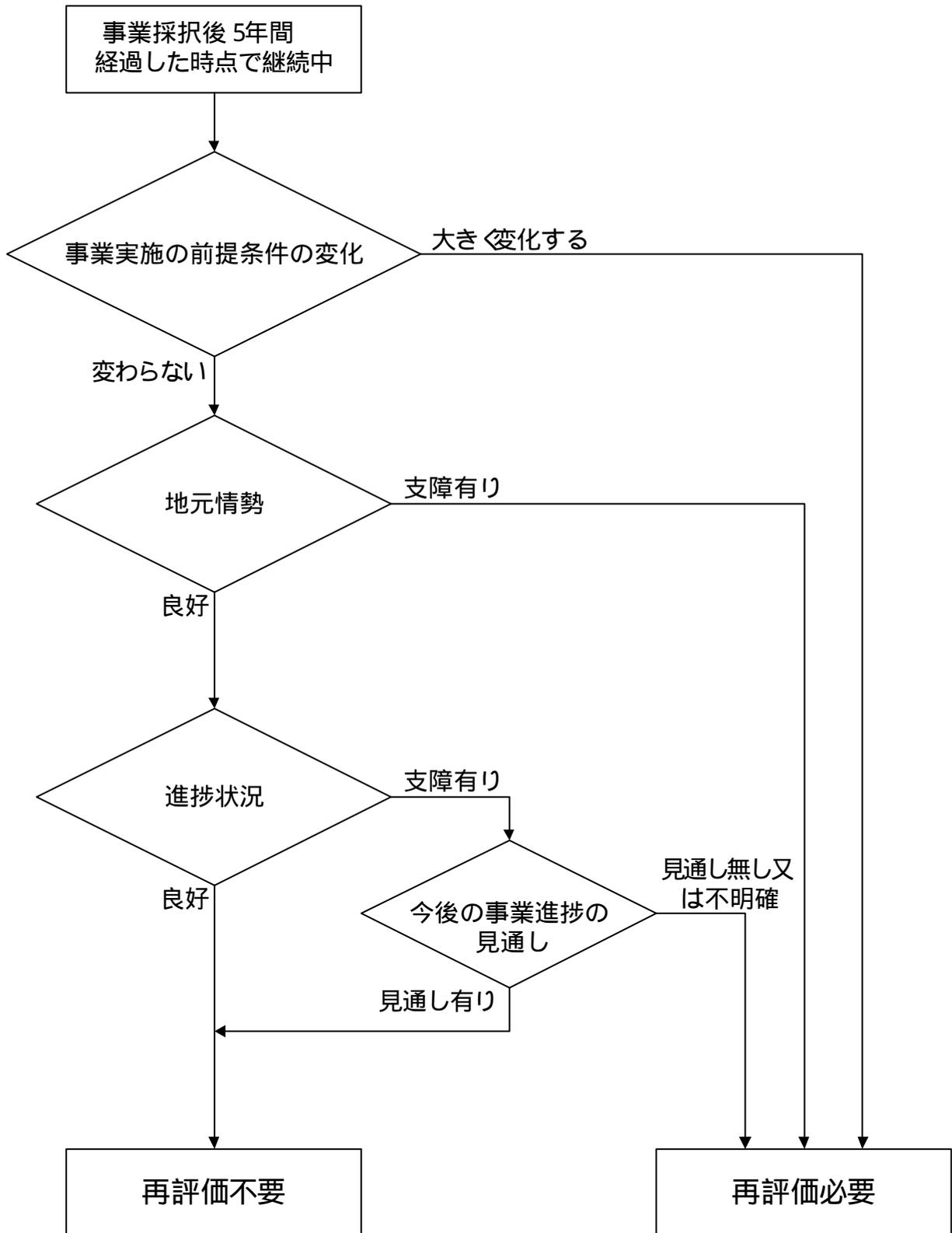
- (1) 公表内容は、原則として様式 2 に取りまとめるものとする。なお、再評価に係る資料のうち再評価の根拠は、再評価時点における新規事業評価手法による評価結果とし、原則として新規事業評価手法の様式 2 を使用する。

- (2) 略図等を作成し、添付することとする。

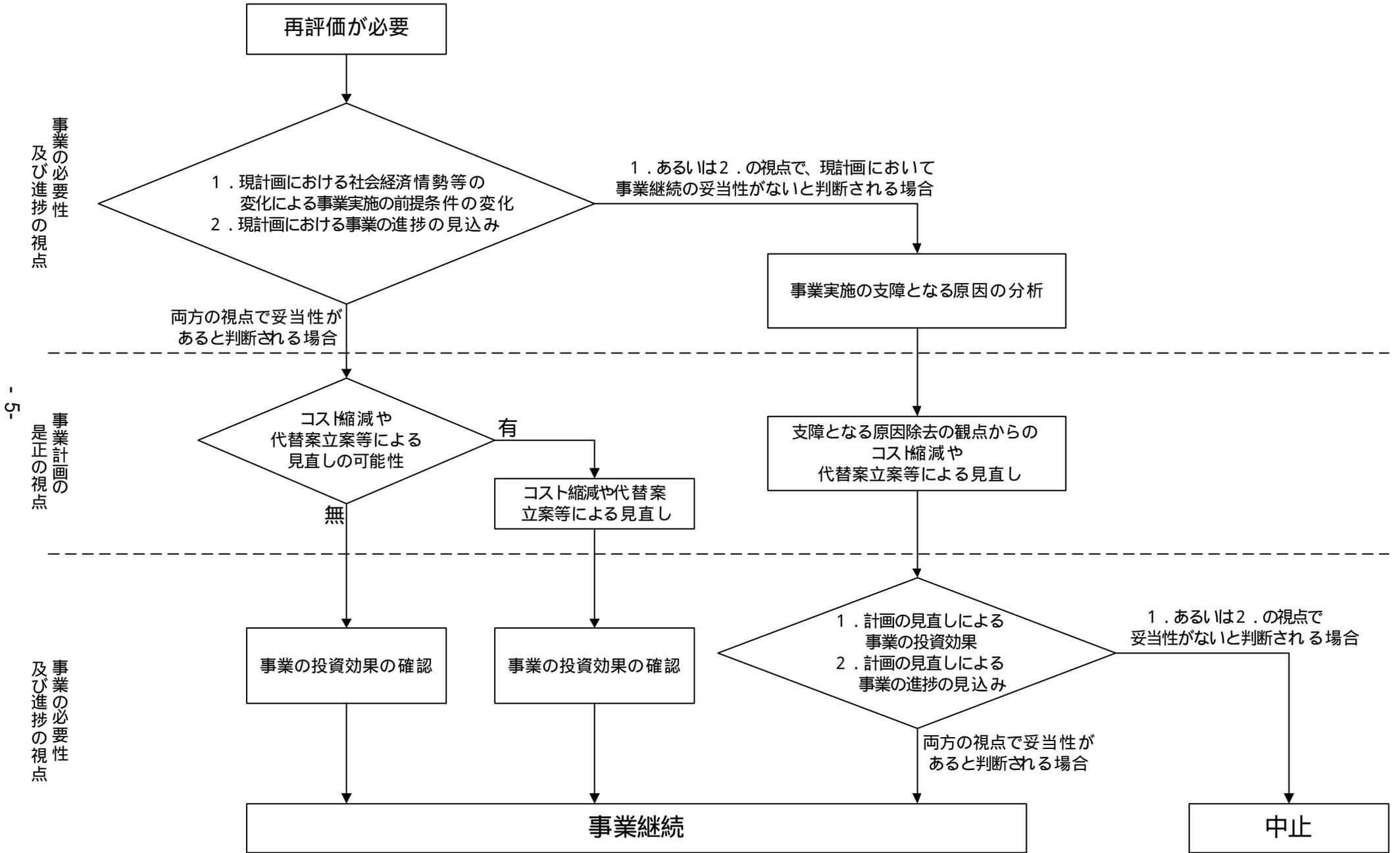
再評価の実施の必要性の判断のフロー



事業採択後 5年間に経過した時点で継続中の事業について行う
予備的な検討のフロー



官庁営繕事業に係る再評価の対応方針又は対応方針(案)決定の考え方のフロー



官庁営繕事業の再評価表

地方整備局
 評価年度 年度

事業名： _____

再評価実施の理由	(例)事業採択後3年間が経過した時点で未着工		
事業概要	事業費予算化年度： 年度	完成予定年度： 年度	
	全体計画額： 百万円		
	事業目的：		
	事業場所： 構造・規模：		
再評価の視点	再評価の内容		
社会経済情勢等の変化による 現計画への影響			
現計画における 事業の進捗の 見込み			
コスト縮減や 代替案立案等の 可能性			
事業の投資効果の 再評価	事業の緊急性：	計画の妥当性：	費用対効果：
計画見直しによる 事業の進捗の 見込み (計画の見直しが必要ない場合は省略)			
対応方針(原案)			

官庁営繕事業の再評価表

地方整備局
 評価年度 年度

事業名： _____

再評価実施の理由	(例)事業採択後 3年間が経過した時点で未着工		
事業概要	事業費予算化年度： 年度	完成予定年度： 年度	
	全体計画額： 百万円		
	事業目的：		
	事業場所： 構造・規模：		
再評価の視点	再評価の内容		
社会経済情勢等の変化による現計画への影響			
現計画における事業の進捗の見込み			
コスト縮減や代替案立案等の可能性			
事業の投資効果の再評価	事業の緊急性：	計画の妥当性：	費用対効果：
計画見直しによる事業の進捗の見込み (計画の見直しが必要ない場合は省略)			
対応方針			

事業名： _____

地方整備局
評価年度 _____ 年度

事業評価監視委員会における意見	
上記意見を踏まえた対応方針決定に至る経緯	
対応方針の決定理由	